

入札参加資格登録業者 各位

舞鶴市総務部契約検査室契約課

舞鶴市発注の建設工事における技術者等の配置に関する取扱いの一部変更等について
(お知らせ)

建設業法の一部改正に伴う監理技術者等の専任義務の合理化を踏まえ、舞鶴市発注の建設工事における技術者等の複数工事への配置に関する取扱いを一部変更しますので、入札・契約に当たっては十分留意いただきますようお願いします。

記

I. 主任技術者及び監理技術者が複数の工事を兼任できる場合 R7.2 一部変更

従来の「複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合」及び「監理技術者補佐の配置による複数の専任工事が兼任できる場合」の他に、「ICT活用による複数の専任工事に兼任できる場合」及び「営業所技術者等と監理技術者等の兼任ができる場合」が加わります。(入札公告等で工事現場に技術者の専任を求めている場合は、請負金額等に関わらず技術者を専任で置かなければなりません。)

○ 複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合 (変更なし)

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km※程度の近接した場所(舞鶴市内)において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事(2件まで)を管理することができます。

○ ICT活用による複数の専任工事に兼任できる場合 (R7.2追加) (下記 V 参照)

○ 監理技術者補佐の配置による複数の専任工事が兼任できる場合 (R7.2一部変更) (下記 VI 参照)

○ 営業所技術者等と監理技術者等の兼任ができる場合 (R7.2追加) (下記 VII 参照)

一件の入札で複数の契約をする工事のうち、指名通知書又は入札公告に「合併」と表記しているもの(以下「合併工事」という。)については、全体として1つの工事と同等に扱います。

一件の入札で複数の契約をする工事のうち、指名通知書又は入札公告に「合冊」と表記(以下「合冊工事」という。)しているものについては、工事場所が同一又は近接場所の場合を除いて個別の工事として扱います。

II. 現場代理人の複数工事への兼任を認める条件

R7.2一部変更

舞鶴市工事請負契約約款第10条第2項では、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付けています。

ここでいう「常駐」とは、作業期間中（土日等の休工日を除く。）、相当の理由がある場合を除いて、常に工事現場に滞在していることを意味しており、現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び約款に基づく契約関係事務に関する事項を処理します。

発注者から直接工事を請け負った事業者は、基本的に契約工期をもって、現場代理人を現場へ常駐で配置する期間としています。

以下のア～エの期間においては、必ずしも現場における常駐を要するものではありませんが、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の、現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事打合せ簿等で明確にしなければなりません。

なお、この取扱いはいくまで現場代理人の常駐義務に関してのものであり、約款に記載されたその他の義務には影響を与えませんのでご注意ください。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 舞鶴市工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事で、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

次の①から⑤の場合は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとして、現場代理人が複数の工事現場に従事（以下「兼任」という。）することが認められます。

- ① 上記アからエに規定する場合（それぞれの工事の常駐を要しない期間のみ）
- ② 一件の入札で複数の契約をする工事それぞれに現場代理人として従事する場合。（それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもので、合併工事として発注しているもの又は 合冊工事で、工事場所が同一又は近接場所の場合のものに限る。ただし、発注者が認めない場合を除く。）
- ③ 発注済みの工事につき、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合。（それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、発注者が認めない場合を除く。）
- ④ 兼任する工事が技術者非専任工事※₂の場合は、以下の全てを満たすとき。ただし、発注者が認めない場合を除く。
 - (ア) 兼任する工事場所が舞鶴市内であること。
 - (イ) 兼任する工事が2件までであること。
 - (ウ) 兼任する工事の請負金額がいずれも4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。
 - (エ) 舞鶴市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、舞鶴市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、当該発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。
 - (オ) 兼任する舞鶴市の工事現場に現場代理人又は連絡員※₁が駐在すること。
 - (カ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

⑤ 兼任するいずれかの工事が技術者専任工事※₃の場合は、以下の全てを満たすとき。ただし、監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きによる専任特例2号の場合の監理技術者を含む）を配置する工事又は発注者が認めない場合を除く。

- (ア) 兼任する工事場所が舞鶴市内であること。
- (イ) 兼任する工事が2件までであること。
- (ウ) 兼任する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で工事現場相互の間隔が10km※程度の近接した場所であること。
- (エ) 舞鶴市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、舞鶴市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、当該発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。
- (オ) 兼任する舞鶴市の工事現場に現場代理人又は連絡員※が駐在すること。
- (カ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

※1 連絡員及び連絡体制は、工事打合せ簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員のほか一次下請業者の社員でも可能としますが、交通誘導警備員や一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

※2 ④の「技術者非専任工事」とは、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事をいいます。

※3 ⑤の「技術者専任工事」とは、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事をいいます。

III. 現場代理人の常駐及び主任技術者等の専任を要する期間の取扱い R7.2一部変更

現場代理人、主任技術者（専任特例1号の場合を含む）、監理技術者（専任特例2号の場合を含む）及び監理技術者補佐の配置期間は契約工期を基本とし、契約締結後現場施工に着手するまでの期間、工事を全面的に一時中止している期間などのうち、設計図書や書面等により明確となっている期間については工事現場への常駐及び専任を要しません。

また、当該工事の竣工（完成）届が受理された後（修補期間を除く）は常駐及び専任を要しない期間として扱います。

IV. 入札の無効となる条件「兼任条件に反する場合」 R7.2一部変更

専任の主任技術者（専任特例1号の場合を除く）及び現場代理人の複数工事への兼任を認める条件（前記Ⅰ但し書き部分並びに前記Ⅱ④及び⑤の条件。以下「兼任条件」という。）を適正に運用するため、「入札の無効」となる条件を追加していますので、入札者は次のことに留意してください。

- (1) 入札方法に関係なく、入札公告等により他工事との兼任が認められていない場合を除いて、兼任条件の範囲内で他の工事※1と兼任して現場代理人又は主任技術者を配置しようとする入札者は、原則、入札書に「兼任配置予定調書」（以下「兼任調書」という。）を添付して提出してください。（電子入札の場合は内訳書と一緒に添付ファイルとして提出し、持参による入札の場合は入札書と同じ封筒に入れて提出してください。）

※1 「他の工事」とは、次のいずれかをいいます。

- ア 現場代理人又は主任技術者として配置中の工事
- イ 一般競争入札等において配置予定者として申請している工事
- ウ 同時期※2に入札が行われる工事

※2「同時期」とは、次のいずれかをいいます。

- ア 「入札日」が同じもの（持参による入札の場合。イ及びエにおいて同じ。）
- イ 「入札日」が連続するもの（休日は含まない。）
- ウ 「入札書提出期間」又は「開札日」が同じもの（電子入札の場合。エにおいて同じ。）
- エ 「入札日」と「入札書提出期間又は開札日」が重複するもの

- ・ 兼任調書の提出（添付）がない場合は、他の工事との兼任配置予定が無いものとして扱います。
- ・ 1つの工事に複数の配置予定候補者がいる場合は、兼任配置となる者（第2候補まで）について兼任調書に記入してください。
- ・ 兼任調書に記入する者（配置予定者）は、兼任条件に適合する必要があります。
- ・ 兼任調書に記入した者以外に配置可能な者（他の工事との兼任とならないの者）の有無についても記してください。
- ・ 合併工事は1件の工事とみなします。
- ・ 合冊工事は工事場所が同一又は近接場所である場合を除いて、個別の工事とみなします。
- ・ 竣工（完成）届が受理されている工事は、「他の工事」に該当しないものとします。

- (2) 入札（開札）の結果、兼任調書を添付している者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留して兼任条件の適否を確認します。（適否の確認は、同時期に行われる入札分をまとめて行います。）

確認の結果、兼任条件を満たしている場合は、その者を落札者としますが、満たしていない場合及び兼任調書に記載した者以外に配置可能な者がいない場合（いずれも兼任調書により確認）はその者の入札を無効として、次落札候補者について同様に確認を行い、落札者を決定します。（結果の通知は、電子入札の場合は京都府電子入札システムにて行い、それ以外の場合はファクシミリで行います。）

確認の結果、兼任条件を満たさず入札が無効となった者には、その理由を文書で通知します。

- (3) 落札決定後（契約締結までの間）に兼任配置予定調書を提出することも可としますが、この場合、兼任条件に適合しない等により現場代理人又は主任技術者を適正に配置できないときは、落札者が契約を締結しないときとして、違約金の徴収となり、さらにやむを得ない事情を除いて入札参加停止の措置を受けることになりますので、十分注意してください。

V.専任特例1号の場合の主任技術者又は監理技術者の配置について

R7.2追加

ICT活用による複数の専任工事の兼任（専任特例1号）

次に掲げるすべての要件を満足する場合に限り、法第26条第3項第1号の規定により、同一の監理技術者等を複数の専任を要する建設工事（又は一の専任を要する建設工事と一の専任を要さない建設工事）の工事現場へ兼任で配置することができます。なお、工事途中において、要件を満たさなくなった場合は、この限りではありません。

- (1) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- (2) 当該建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間（自動車等の通常の移動手段を用いた場合の片道に要する時間をいう。以下同じ。）が概ね2時間以内であること。
- (3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

- (4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下1において「連絡員」という。）を各工事現場に置いていること。ただし、同一の連絡員が複数工事の連絡員を兼任できるほか、当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態について、直接的かつ恒常的な雇用関係は求めない。
なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者でなければならない。
- (5) 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましい。以下同じ。）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (6) 次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くとともに、法第 40 条の 3 に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。
ア 当該建設業者の名称及び所在地
イ 監理技術者等の氏名
ウ 監理技術者等の一日あたりの時間外労働（労働基準法第 32 条第 2 項に規定する労働時間を超えるものをいう。以下同じ。）の見込み及び労働時間実績
エ 建設工事に係る次の事項
（ア）当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
（イ）当該建設工事の内容（建設工事の種類）
（ウ）当該建設工事の請負代金の額
（エ）工事現場間の移動時間
（オ）下請次数
（カ）連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
（キ）施工体制を把握するための情報通信技術
（ク）現場状況を把握するための情報通信機器及び通信状況
- (7) 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい）ため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。以下同じ。）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼任する建設工事の数は 2 を超えないこと。

VI.専任特例2号の場合の監理技術者の配置について

R7.2一部変更

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定により、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）を工事に専任で設置し、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合（この場合の監理技術者を「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の取扱いは、次のとおりとします。

1. 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合（共同企業体の工事を含む。）は以下の(1)～(10)の要件を全て満たしてください。
 - (1) 当該工事が建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用を受ける（専任特例 2 号の場合の監理技術者の兼務を認める）工事であること。
 - (2) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置することができること。
 - (3) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補、一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であ

ること。（監理技術者補佐として認められる業種は主任技術者の資格を有する業種に限ります。）

- (4) 監理技術者補佐と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係があること。
- (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件であること。
- (6) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事施工場所は、舞鶴市内又は隣接する市町村であること。
- (7) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
- (8) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (9) 監理技術者補佐が行う業務を施工計画書等で明示できること。
- (10) 専任特例2号の場合の監理技術者は現場代理人を兼ねることができないこと。（この場合、現場代理人は当該工事の監理技術者補佐と兼ねることができますが、他の工事と兼任することはできません。）

2. 上記に関わらず、あらかじめ工事規模、工事難易度等から、専任特例第2号の場合の監理技術者の配置が認められない工事については、入札公告等に明示します。

3. 専任特例第2号の場合の監理技術者を設置しようとするときは、あらかじめ専任特例第2号の場合の監理技術者が兼務する既契約の公共工事発注機関から、兼務について了解を得た上で、「専任特例第2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書」（専任特例第2号の場合の監理技術者の配置に関するチェックリストを含む）を提出してください。（入札時又は契約前に提出された場合は上記Ⅳに準じて取扱います。）

4. 契約中の工事において専任特例第2号の場合の監理技術者の兼務を要さなくなった場合も既契約工事の監督員と協議を行ってください。

VII. 営業所技術者等と監理技術者等の兼任

R7.2追加

1 監理技術者等を専任で配置する必要がある建設工事

次に掲げるすべての要件を満足する場合に限り、法第26条の5の規定により、特定営業所技術者は監理技術者等の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼任することができます。なお、工事途中において、要件を満たさなくなった場合は、この限りではありません。また、上記Ⅴ又はⅥに規定する専任特例制度を活用する場合を除くほか、Ⅶ. 2又は3との併用はできません。

ア 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼任する建設工事の数は1を超えないこと。

ウ 兼任する建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

エ 営業所と工事現場との間の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所と工事現場との移動時間が概ね2時間以内であること。

オ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

カ 営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下3において「連絡

員」という。)を営業所及び工事現場に置いていること。ただし、同一の連絡員が複数工事の連絡員を兼任できるほか、工事現場への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態について、直接的かつ恒常的な雇用関係は求めない。

なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者でなければならない。

キ 当該工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

ク 次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くとともに、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。

(ア) 当該建設業者の名称及び所在地

(イ) 営業所技術者等の氏名、所属する営業所の名称

(ウ) 営業所技術者等の一日あたりの時間外労働の見込み及び労働時間実績

(エ) 建設工事に係る次の事項

a 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称

b 当該建設工事の内容（建設工事の種類）

c 当該建設工事の請負代金の額

d 営業所と工事現場との移動時間

e 下請次数

f 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

g 施工体制を把握するための情報通信技術

h 現場状況を把握するための情報通信機器及び通信状況

ケ 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

コ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 監理技術者等を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

次に掲げるすべての要件を満足する場合に限り、営業所技術者等は監理技術者等の職務を兼任することができます。なお、工事途中において、要件を満たさなくなった場合は、この限りではありません。また、上記Vに規定する専任特例制度を活用する場合を除くほか、Ⅶ. 1又は3との併用はできません。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 監理技術者等の職務に従事しながら実質的に営業所技術者等の職務にも従事できる程度に工事現場と営業所が近接していること。（工事現場が舞鶴市内にあること。）

ウ 当該営業所との間で常時連絡可能な体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 監理技術者等を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が離れている場合）

1に同じ。

VIII. 関連事項（条件付一般競争入札における配置予定技術者等）**R7. 2一部変更**

舞鶴市が発注する条件付一般競争入札では、基本的に、申請時に配置予定とする「現場代理人及び主任技術者（監理技術者を含む）」（以下「配置予定技術者等」という。）（1名）に係る調書の提出を求めています。（共同企業体の場合は構成員ごと）

この調書に記載する配置予定技術者等については、以下のことに注意してください。

- (1) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（専任の主任技術者（専任特例1号の場合を含む）、専任の監理技術者（専任特例2号の場合を含む）は3ヵ月以上の雇用関係が必要）
- (2) 現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）（建設業法第26条第3項ただし書きによる専任特例の場合を除く）については、1人の者が兼ねることができる。
- (3) 専任特例の場合及び市が定める兼任条件に適合する場合を除いて、他の工事と兼任して配置することは認められない。
- (4) 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）を現場代理人、専任特例1号の場合の主任技術者又は専任特例2号の場合の監理技術者として配置することができないこと。
- (5) 他の工事との兼任が認められていない工事に配置（配置予定を含む）の者を配置することは認められない。
- (6) 共同企業体を参加要件とする場合は、専任特例2号の場合の監理技術者及び専任特例1号の場合の主任技術者を除いて、他の工事と兼任して配置することが認められないこと。
- (7) 1人の配置予定技術者等を他の工事の配置予定技術者等と重複して申請すること又は他の工事（竣工（完了）届が受理されていないもの）に配置されている者を配置予定技術者等とすることは認められません。（1人を特定せずに、複数の候補者を配置予定として申請することも可能ですが、その場合は、候補者全てが要件を満たしていることが必要です。また、同時期に入札が行われる複数の案件に対して、複数の候補者を配置予定とする場合は、その組み合わせに矛盾がない場合に限り認めます。）
- (8) 配置予定の技術者等として申請した者を配置することができなくなった場合、その者に代えて要件を満たす技術者等を配置予定とすることができないときは入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。（総合評価方式において配置予定技術者等に係る評価がある場合は、配置予定技術者等の変更は認められませんので、複数の候補者を配置予定技術者等とすることができます。ただし、その場合は候補者の中で最も低い評点で評価します。）
- (9) 配置予定技術者等については、当該年度の入札参加資格審査申請（その後の変更届を含む）において届出のある者以外の場合は、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付することとし、技術者においては合格証明書又は監理技術者資格者証及び監理技術者講習の有効期間内であることを確認できるものを添付すること。（技術者の資格において、実務経験年数を資格とすることが認められる場合は、実務経験年数が証明できる資料（実務経歴書等）を添付すること。）
- (10) 参加資格確認結果の通知は前記IVによる手続きを前提としたものであること。